

III 紹介 III

河野公洋『国際電子商取引の実際』

澤 喜司郎

(I)

本書は「ブームのようにになっているECが、取引の本質を根源から変えるものではなく、新世紀を前にして大きな技術革新の一端を担っており、それが単に技術に留まらず、人々が築き上げてきた商取引に大きなインパクトを与える財産として、地に足をつけて育てていかなければならないもの」であるという問題意識のもとで、「貿易立国として繁栄を続けてきたわが国にとって、また、諸国民の富を増大させるはずである国際分業としての貿易が、EC化することでどれだけの効用がもたらされるのか、そのひとつの側面の把握を試みる」ことを目的として執筆されたものである。

本書の章構成は

第I編 電子商取引の概要

第1章 若干の概要

第2章 電子商取引とは

第II編 国際電子商取引の実際

第3章 わが国の電子商取引

第4章 国際物流の電子化

第5章 国際商流の電子化

第6章 国際資金流の電子化

第7章 生活者・企業間取引の電子化

第III編 国際電子商取引の諸問題

第8章 商業としての諸問題

第9章 制度的諸問題の整理

第10章 法的諸問題

であり、第I編では電子商取引 (EC : Electronic Commerce) 等の概念が整理され、

第II編では商取引を構成する商流、物流、資金流等における電子商取引の動向とその実態が明らかにされ、第III編では電子商取引に関わる諸問題が多角的に検討されている。以下、本稿では各章の内容を簡単に紹介したい。

(II)

第1章では「商取引は生産と消費の中間にあって、物またはサービスに限らず金または信用の売買、取引をする業務をすべて含めて価値の移動による差益を求める」ビジネスであるとした後、昨今のECが根源からビジネスを変えるというような論議に対して「残念ながら商取引の本質を変えることはできそうにない」が、「ECは、経済・社会全体に大きなインパクトを与える。とりわけ商取引に伴う決済システム分野(資金流)で、電子マネーが本格的に導入されると、そのインパクトは測りしれない」し、「ECは、単に商取引形態の変化だけではなく、関連するさまざまな分野で、既存のパラダイムを転換させるようなインパクトをもっている。それは、消費・生活者行動、顧客マーケティング、流通システム、さらに産業構造や社会システムにまでに至る極めて広範囲に及ぶものとなる」と指摘している。

第2章では「人類のこれまでの歴史の中で、企業や個人の間での商取引は、関係者が直接やりとりしたり、文書や電話などを利用することによって行われてきた。それが情報技術の発展と普及によって、コンピュータ・ネットワークを通じて行うことができるようになった。これがECである」と電子商取引を定義し、ECは一般的にプレーヤーと呼称される取引主体者の差異によって企業内EC、企業間EC、生活者—企業間ECの3分野に整理できるとした後、ECが登場した背景と企業間および生活者—企業間ECの特徴について言及している。そして「コンピュータ・ネットワークの上には、境界線がある訳でもなく、これまでの国境などという概念がなくなるため、国際マーケティング戦略、国際ロジスティクス(物流)戦略などは、根本的に変容することになる。貿易というコンセプトを根底からゆるがすイノベーションとなる」ばかりか、「ECが国際商取引の手段として画期的である点は、従来の手段では同時に乗り越えることが困難であった、時間、距離、コスト、双方向性、表現の多種多様性などの障壁を、同時に、かつ劇的に低下させ得ることである」と指摘している。

(III)

第3章では、わが国におけるEC化の動向について論究され、その中で電子データ

交換(EDI: Electronic Data Interchange)は「現在のECを知る上で、欠くことの出来ないコンセプトで…EDIは、商取引のためのデータを通信回線を介してコンピュータ間で企業内・間で交換すること」であり、わが国のECは「企業間のデータ通信が自由化されたのを契機に流通業界からEDIの導入という形ではじまった」とし、企業間取引におけるECのメリットにはソーシング(Sourcing: 検索, 入札), オーダー(Ordering: 発注), 決済(Payment/Settlement)があるが、現在のEDIはオーダーに留まっているのが実状であるとしている。そして、EDIの発展を第1段階: 企業内あるいは系列グループ内でのEDI, 第2段階: 複数社対複数社のEDI, 第3段階: EDIの業際間への拡大, 第4段階: 国際化に分けて詳述するとともに、インターネットEDIにも言及している。

第4章のロジスティクスのEC化については、「国際港湾物流の分野においては、貿易、物流に係る事業者間で発生するさまざまな手続きについて、同じような内容の書類を頻繁に作成、交換しなければならない。EDIは取引先情報を瞬時に送付でき(迅速性)、帳票間のデータ転記が不要になる(効率性)とともにその際の誤記が解消される(正確性)ため、これらの問題を解決する手段として画期的な効果をもたらすものとして期待されている」とし、SHIPNETSやS. C. NET, S. F. NET, NACCSについて論述するとともに、複合一貫運送とベイ・プラン情報のEC化についても論究している。

第5章では商流のEC化が取り上げられ、「小規模なオンライン受発注のシステムとして、店頭で発注する商品コード(バーコードなど)をハンディ端末(バーコード・リーダーなど)からVAN会社(いわゆるサーバー)に送り、そこで集約・処理された発注データを取引先に再送信する…ような広義でのEDIは、すでに流通中小企業では活用され…この部類の形態のEDIも含めると商流のEC化は、相当に進歩している」が、「これからEDIを行う上で非常に大切なことは、バーコードあるいはEDIの中に使われているデータ項目の標準化である」と指摘している。そして、国際商流EC化の必要性を論じる中で「わが国の輸出、輸入を合わせると、年間80兆円になるが、EDI導入によるコストの削減によって、約1兆7千億円の節約が可能であると言われている」ものの、海上貨物の所有権を化体するB/Lの電子化に関しては法制面・運用面・情報システム面に課題があるため、「認証・暗号技術を用い、権利の移転化、規約合意したプレーヤー間でEC化、参加者以外にはB/L発行するという形態での電子式B/Lの登録機関を設ける必要がある」としている。

第6章では、わが国の金融業界における電算化とそのネットワーク化の動向につ

いて論述され、金融業界のコンピュータ利用の歴史をPCS時代(1952年頃～)、オフライン(バッチ)システム時代(1959年頃～)、第1次(科目別)オンライン・システム時代(196年頃～)、第2次(総合)オンライン・システム時代(1974年頃～)、第3次(総合)オンライン・システム時代(1985年頃～)に大別し、金融業務の自由化などに対応する次世代システム(第4次オンライン・システム)では「第3次オンライン・システムのような巨大かつ統一的なコンピュータ・システム一辺倒ではなく、分散型の独立システムを構築し、ワーク・ステーションの性能向上やクライアント/サーバー・システムなどによるエンド・ユーザー・コンピューティングが強化されていくことになる」と今後のシステムを展望している。また、国際取引のEC化と資金流の変容に言及し、「商取引のEC化は…銀行などの金融業界のさまざまな努力とは裏腹に、金融業界を通じた決済手段ではなく、新しい決済方法の発展を促すことになる。特に外国為替を伴う貿易取引の決済では、その傾向が如実に現れることが考えられる」ために、「EC化による企業の商取引に係る金融機関離れは、必然といえるかもしれない」と指摘している。

第7章では、リテール・セールス(小売)のEC化の動向について論究され、その中で生活者・企業間ECによる情報通信化進展のメリットとして双方向性、即時性、時間と場所の非制約性があげられ、経済・社会的なメリットとしては情報格差の縮小、新たなチャネルの創造、低コスト流通、ワン・トゥ・ワン・マーケティング、高齢者・障害者の利用があげられている。また、参加の容易さ、モール、セキュリティ、生活者保護という観点から望ましい生活者・企業間ECについて論じるとともに、「生活者・企業間ECが本格的なシステムを持ち、今後さらに利益を生み出す構造になれば、企業の対顧客、特に生活者に対するマーケティングも変化するはずである」とし、その要因としての生活者の変化、マーケットの変化、商品の変化について論究している。

(IV)

第8章では、取引コミュニティの形成や取引の広範囲な活動のサイバー化など従来の企業間EDIと異なる局面が国内・国際取引において現れているとして、EC特有の商業についての問題が取り上げられている。まず、デジタル・コンテンツの国際取引に関する貿易管理上の課題と各国の通信における情報内容管理制度の相違に伴う課題について論究し、その中で「世界のどこからでも、だれでもアクセスすることが可能な取引がECだとすれば、国や地域といったローカル性を排除したものが

ECであり、各国法・制度の遵守はジレンマといえよう」という。また「ECによる広告は、そのグローバル性により、各国間の差異が摩擦を起こす事態が予想され」「商品に関する表示義務と告知義務に関する諸規定は各国・各社で異なり、プレーヤーに戸惑いを与える原因と成り得る」として、国際ECにおける広告や商品表示に関わる課題やそのあり方について論じている。

第9章では「ECが拡大し、プレーヤーの増加によって、契約前の段階、契約履行過程、取引コミュニティにおける問題など、従来のEDIの法的問題より検討をしなければならない点が拡大している」とし、国際企業間ECの課題として外国法の適用による問題、裁判管轄、当該国法規、契約の方式、データの証拠力、相手企業の実在、会社法制度、当事者の権限、ネットワーク運営者の法的責任、課税などが指摘されている。そして、国際ECにおける決済や認証における課題とそのあり方について論究し、その中で「電子マネーの機能はアメリカ・ドルと並び、国際ECにおける国際的な決済システムを形成する有力な方法となるだろう」とし、「ECにおいて、認証・デジタル署名・暗号・公証などの機能は、企業の実在・代表者の資格の確認、契約当事者の本人確認、通信情報の秘匿・改ざん防止、私文書の公証・公証証書発行などを電子的に行うものであって、これらはプレーヤーが安心して取引に参加し、かつ企業の参入を促進するための国際的な取引システムを形成する上で、重要な要素と考えられる」としている。

第10章では、ECにおける法的問題を、取引先選定までの問題、契約成立までの問題、荷受・決済までの問題に分けて詳論し、その中で「これまでの商習慣を踏襲し、ペーパー・ベースの商取引の中で可能な箇所について、EC化するという作業が続いているが、新しい商形態である国際ECについては、新たな商習慣を構築していくことが、法や制度とのギャップを埋める手段ではなかろうか」と問題提起している。また、法や制度の策定の動向として、ECに関する日米政府の共同声明(1998年5月)と高度情報通信社会推進本部の『電子商取引等検討部会報告書—電子商取引等の推進に向けた日本の取組み—』(1998年6月)を紹介した後に、「個別論点ごとの課題の検討などに限らず、政府はECの推進およびその市場の育成のために」早急な環境整備、利用者インターフェイスの向上や情報リテラシー教育の充実、政府自体の電子化への率先的な取り組みの必要性が提案されている。

(V)

本書は、貿易商務論を専門とする気鋭の著者によるこれまでの諸研究の集大成と

しての労作であり、著者は「商流、物流、資金流と分野を広げ過ぎた向きもあり、そのため様々な分野の様々な情報のパッチワーク作業にもなってしまう」というが、それらはいずれも商取引を構成する要素であることを考えれば、読者にとっては商取引におけるEC化を体系的に理解する上で重要であるばかりか、何よりも多くの情報を1冊の書物によって得られることは非常に有り難い。

また、本書は実際の社会が極めて流動的であるにもかかわらず、既存の多くの書物にみられるような現実の羅列に終わることなく、著者の明快な見解が随所に示され、この点は研究書として高く評価されるものである。さらに「貿易の専門家がコンピュータに明るい訳でもなく、また逆もありえる」として、巻末には用語の解説集が付されており、これは本書を読む一助となるばかりか、いずれ時代の要請によって刊行されるであろうと思われる『電子商取引事典』の原型を成すものとなる。本書は、商取引に関する研究者や実務家ばかりでなく、インターネットやEメールなどのユーザーとしての生活者など多くの人々に有益な示唆を与えるものであり、一読をお薦めしたい。

最後に、本書を著者より謹呈されたが、筆者が浅学非才なために本稿において本書の全体を的確に紹介できず、また筆者の誤読の可能性もあるため、この点については著者のご海容をお願いする次第である。

(東京経済情報出版, 1999年, 232頁, 3,000円+税)